

令和 7 年度重点事業 製品プラスチック分別収集・再商品化実証事業について

令和 7 年 8 月 25 日 循環社会推進課

1. 概要

本市では従来、バケツやハンガー、歯ブラシなどといった「製品プラスチック」は、燃やすごみとして収集して焼却し、発電に活用している。

令和 4 年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市町村に製品プラスチックの分別収集・再商品化が努力義務化された。これを受けて本市でも、製品プラスチックをプラスチック容器包装と同様に資源物として分別収集して再商品化することとし、令和 7 年度はその本格実施に向け、地区及び期間を限定して実証事業を実施し、効果の検証や課題の抽出等を行う。

2. 事業内容

実施時期・期間	令和 7 年 10 月（4 週）
実施地区・対象世帯数	(1) 北区葛塚地区 約 1,300 世帯 葛塚東コミュニティ協議会内 (朝日町、法花鳥屋、若松町) (2) 中央区関屋地区 約 1,300 世帯 浜浦小学校区コミュニティ協議会内 (浜浦町 1・2、金衛町第 1・2、関屋松波町 3)
分別方法	製品プラスチックをプラマーク容器包装と一緒に分別し集積場に排出
検証項目	処理の環境性（CO2 削減効果）、経済性、収集物の組成、処理手法ごとの課題、周知方法、市民意識、等

